

第七十二回国会 衆議院 文教委員會議録 第十五号

議録 第十五号

昭和四十九年三月十五日(金曜日)

午後六時十一分開議

出席委員

- 委員長 稻葉 修君
- 理事 坂田 道太君 理事 塩崎 潤君
- 理事 西岡 武夫君 理事 松永 光君
- 理事 森 喜朗君 理事 小林 信一君
- 理事 山原健二郎君

出席國務大臣

出席政府委員

- 文部大臣 奥野 誠亮君
- 内閣法制局第二部長 味村 治君
- 文部政務次官 藤波 孝生君
- 文部大臣官房長 井内慶次郎君
- 文部省大学学術局長 木田 宏君
- 自治省財政局指導課長 高田 信也君
- 文教委員会調査室長 石田 幸男君

委員の異動

三月十四日

兼任

高見 三郎君

同月十五日

兼任

上田 茂行君

補欠選任

田中 正巳君

補欠選任

越智 伊平君

越智 伊平君

床次 徳二君 森 美秀君

林 大幹君 宮崎 茂一君

同日

兼任

越智 伊平君 補欠選任

宮崎 茂一君 上田 茂行君

森 美秀君 林 大幹君

床次 徳二君

三月十四日

兵庫県に教員大学設置反対に関する請願(小林

信一君紹介)(第二四九五号)

私学に対する公費助成増額等に関する請願外一

件(木島喜兵衛君紹介)(第二四九六号)

同(小林信一君紹介)(第二四九七号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二四九八号)

同外一件(長谷川正三君紹介)(第二四九九号)

同(馬場昇君紹介)(第二五〇〇号)

同(米原利君紹介)(第二五〇一号)

同外一件(有島重武君紹介)(第二五三六号)

同(小林信一君紹介)(第二五三七号)

同外一件(小林信一君紹介)(第二五七〇号)

同(佐野進君紹介)(第二五七一号)

同(土橋一吉君紹介)(第二五七二号)

同外一件(山本政弘君紹介)(第二五七三号)

同外一件(佐野進君紹介)(第二六〇〇号)

同(山本政弘君紹介)(第二六〇一号)

同(青柳盛雄君紹介)(第二六二三号)

同(和田耕作君紹介)(第二六二四号)

同外一件(高沢寅男君紹介)(第二六二八号)

同(清水徳松君紹介)(第二六四七号)

同(金子みつ君紹介)(第二六七一号)

同(佐々木更三君紹介)(第二六七二号)

同(土井たか子君紹介)(第二五〇二号)

同(土井たか子君紹介)(第二五三八号)

同外十三件(三原朝雄君紹介)(第二五三九号)

同(島村一郎君紹介)(第二五七六号)

同(野坂浩賢君紹介)(第二五七七号)

同(内海英男君紹介)(第二五九九号)

同外二件(高見三郎君紹介)(第二六二九号)

私立幼稚園教育振興に関する請願(上村千一郎

君紹介)(第二五四〇号)

同(海部俊樹君紹介)(第二五四一号)

同(難尾弘吉君紹介)(第二五四二号)

同(島村一郎君紹介)(第二五七五号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二五九八号)

東京大学医学部付属病院精神科小児部の診

療制度確立に関する請願(木島喜兵衛君紹介)

(第二五七四号)

学費凍結法制定等に関する請願(木島喜兵衛君

紹介)(第二五七八号)

青梅市に国連大学本部誘致に関する請願(大野

深君紹介)(第二五九七号)

公立文教施設整備に関する請願(吉田法晴君紹

介)(第二六七〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第二三三号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。栗田翠君。

○栗田委員 私は、今度の国立学校設置法によ

ってつくられます三つの医大の参与の問題を最初

に伺います。

これはいままでの審議の中で幾人かの委員の方

が質問していらっしゃいますが、去年の筑波大学

法案の審議の経過もありますし、この参与が置か

れるということがいまま非常に大きな世論を呼び起

こしておりますので、この内容をはっきりさせて

いくということはやはり国民に対する責任だと思

っております。

それで、まず伺いますが、先日以来の御答弁の中、この参与というのは筑波大学に置かれて

いる参与会とは別のものであるということを幾度か

おっしゃっておりますが、そのとおりでございま

すね。

○木田政府委員 そのとおりでございませ

す。

○栗田委員 参与会ではなく、参与であるとい

うことをおっしゃっています。法制局に伺いたい

と思いますが、参与会と参与の最も大きな違いとい

うのは、どういふところなのでしょう。

○味村政府委員 私、従来の審議の経過を実は存

じませんので、はっきりしたことを申し上げかね

ますが、参与会と申しますれば一種の合議体で

ございますし、参与と申しますのは単独の職務であ

らうかと思えます。

○栗田委員 参与会が合議体であって、参与が単

独の職務だということになりますと、たとえば学

長などが意見を聞くような場合に、単独でその意

見を述べられるということが出てくるわけでは

ない。

○木田政府委員 いろいろな聞き方ができると考

えております。

○栗田委員 法制局に伺います。いまの点でいか

がでしょうか。合議体と単議体といいますが、単

独の職務の場合ですが、意見を聞く場合に単独で

答える、協議せずに自分で判断してお答えになる

ということが出てまいりますね。

○味村政府委員 合議体でございませすれば、合議

体としての意思を表示するということに相なりま

しょうし、単独体でございませすれば、単独の機関

といたしまして学長に対してその学長の諮問に

ずるなり何なりいたしましたして意見を述べるといふことにならうかと存じます。

○栗田委員 続けて法制局にもう一度伺います。合議体である場合、合議制である場合、それから単議制である場合、おのずからその諮問の内容としようか。それがふさわしい内容になってくるのではないだろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○味村政府委員 これは合議体であるか単議体であるかということによりましてそのような区別があるかどうかということについては、必ずしもそのような区別は私は論理的にはないのではなからうかと存じます。ただ、合議体であるということとを考慮いたしまして、学長がその合議体にあつたか、単議体であるか、あるいは単議体にあつたか、この区別をどうするかと思ひますが、いかがでしょうか。

○栗田委員 文部省に伺います。いままで参与会というものが筑波大学へ置かれたけれども、今度は参与という単議体の形にされたその一番おもしろい形をどうするかと思ひますが、いかがでしょうか。

○木田政府委員 大学がいろいろな形で学外者の意見を参考にする、そういう大学のやりやすいような形を考へておきたいということでございます。

○栗田委員 合議体ですとやりにくいわけですか。その辺をもうちょっと……筑波の場合は合議体であったわけですが、それをわざわざ単議体になされた、それがやりやすいとおっしゃいます。その内容をもう少し具体的に話してください。

○木田政府委員 筑波大学の場合には、昨年御審議いただきました際にも、筑波大学創設以来のいろいろな経緯がございまして、参与会というものの関係者の考え方がこめられておりました。そういう参与会としての組織を大学の組織の一つとして置きたいという関係者の意向を受けまして、人

事委員会、評議会等とあわせて参与会というものを構成させていただきます。しかし、今回の場合には、いろいろな意見の聞き方は大学の考え方にゆだねてよろしい、こう考へておるわけでございます。

○栗田委員 筑波の場合、参与会を置かれたのはあくまでも大学の意向に沿ったものであるから、それが理由だとおっしゃるわけですね。

○木田政府委員 東京大学が用意いたしましたいろいろな考え方を尊重したものでございます。

○栗田委員 それでは次の点で伺いたいと思ひます。先日、嶋崎委員の御質問があつた中で、今後新設される医科大学には参与を置きたいとおっしゃったと思ひますが、もう一度確認させていただきます。そのとおりでしよう。

○木田政府委員 医学の特質を考へて、そういう職を考へて置くことの意義があるらう、こう思っております。

○栗田委員 医科大学でない大学が新設された場合はどうでしょうか。

○木田政府委員 今後具体のケースにつきましてまた考へたいと思ひます。

○栗田委員 それでは、今回三医大に参与を置くことは医科大学という特質から出ているというお話ですが、特にどのような特質から出ているのか、参与を置く必要をどういうところにお考へになったのか、その御説明をお願いいたします。

○木田政府委員 すでに各地域の方々が、医科大学を地域の医療のあり方とも関連して待望しておられるのであります。私は、地域医療の関係と医科大学の間には緊密な関係がある、その意思の疎通をはかつていく必要があるらう、こう考へた次第でございます。

○栗田委員 地域医療との関係で地域の意見を広く聞きたいとおっしゃっております。それでは今度置かれる参与のメンバー、構成ですが、大体どんな構成にしようかと考へていらっしゃるのでしょうか。

○木田政府委員 大学の考へ方にゆだねたらよろうというふうにお思っております。また、先ほど地域医療との関係が緊密だというふうに申し上げましたけれども、医療だけに限ることはございませぬ、医科大学の教育、研究、いろいろな面を含めてお考へたいかと思ひます。

○栗田委員 私も地域の意見を取り入れるということは必要なことだと思ひます。モニター制度というものがよくありますが、そうやっていろいろな意見を広く聞くということもできますけれども、こんなふうな精神だと考へてよろしいでしょうか。

○木田政府委員 いろいろな聞き方があるであらう、どれでなければならぬというふうには考へません。

○栗田委員 人数についても大学の判断にゆだねると前回おっしゃったように思ひますが、そのとおりでございますか。

○木田政府委員 基本的にはそれでいいんだらうと考へます。

○栗田委員 参与の持つております権限ですけれども、筑波大学のときには、学長の諮問に依り、また助言、勧告をするということになっておりました。今度置かれます参与はどんな権限を持つたのだとお考へてよろしいでしょうか。

○木田政府委員 それも大学の考へるところで、かなり幅のある扱ひができるようにしておきたいと思っております。

○栗田委員 それでは、その諮問する内容です。ね、どんな問題について参与が発言するかということですが、筑波大学のときには「大学の運営に関する重要事項」となっております。今度の場合はいかががよろしいでしょうか。

○木田政府委員 学長の判断にゆだねてよいと思ひます。

○栗田委員 任命権者はどうなるでしょうか。それが任命いたしますか。参与をだれが任命しますか。

○木田政府委員 国立大学に置かれます職の任命権者は文部大臣でございます。

○栗田委員 そうしますと、参与は職員でございますね。公務員になるのでしょうか。その辺の身分はどう考へていらっしゃるのでしょうか。

○木田政府委員 非常勤の職でございます。

○栗田委員 任命の手続はどうなるのでしょうか。

○木田政府委員 今後大学との御相談でそれもいろいろに考へることができると思ひますが、文部大臣の任命権に留保するか、あるいは学長に任命権をゆだねるか、いろいろなやり方があるのではないかと考へております。

○栗田委員 参与の任期についてはどう考へていらっしゃるでしょうか。

○木田政府委員 これも現在の段階で特にどのようにならうかと考へておるわけではございません。今後十分いろいろなことを検討してみたいと思っております。

○栗田委員 筑波大学の場合は、年次計画、それから実施状況の報告を受けるということになつておりましたが、こんなことについてもそれではまだございらないわけですね。

○木田政府委員 医科大学ができました際に大学関係者がいろいろと意義のある運用をお考へくださる、こういうことにならうと思ひます。

○栗田委員 それでは基本として、文部省のお考へは、今度の参与についての細目はすべて大学の自主的な考へにまかせるといってお考へてよろしいでしょうか。

○粟田委員 そうしますと、省令で定めるといふことは、つまり置かせるということをする、職を定めるということに文部省の目的があるわけですね。

○木田政府委員 法律の十条でございませうか、職の種類は文部省令で定めると、こう書いてございませう。

○粟田委員 以前、筑波大学の参与会は法律で定めてありましたが、今度は省令で定めることになっております。

法制局に伺いますが、一般的、常識的に考えて、法律で定められたもの、その機関の持つ職務内容と省令で定められているものの職務内容が同じであるということはありませんか。それとも常識的にいえば、法律で定まっているものより省令で定められているものの方が軽いといひますか、責任が軽いということになるのでしょうか。

○味村政府委員 これは私もはっきりいたさないことでございまして、一般論として法律で定まっている職と、それから省令で定まっている職との重要性というものを論ずるならば、一般的にいえば法律で定まっている職の方が重要だということがあるいは言えるかと存じますが、ただ、職の重要性というものは非常にいろいろな要素を考えなければなりませんので、一がいにもどちらが重要、どちらが軽微だということはなかなか言えない場合も多いのじゃないかと存じます。

○粟田委員 では、重ねてもう少し具体的に伺います。

すべての内容を大学にまかせるといふお話でした。置くこと以外は全部まかせるといふならば、たとえば参与の権限について、筑波大学と全く同じように、諮問に依り、また助言、勧告の権限も持つていられるようにしたいと大学がおきめになる、しかもその内容は、大学の運営に関する重要事項についてまで参与するということになった場合、これは一番基本的な権限とその内容が、筑波大学で定められている参与会と全く同じものになるわけですけれども、こういう場合、筑波の参与会は法律で定められています。それ以外のものを省令で定める、こういうことは普通できるのでしょうか。やっている例があるのでしょうか。法制局に伺います。

○味村政府委員 そのような例があるかどうか、私は、不敏にして存じないわけでございます。先ほど木田局長も申されましたとおり、設置法の十條で職は省令で定めることになっておりますし、組織の運営及び細目は、これも文部省令で定めることができるようになっておりますから、その範囲内におきまして文部大臣が文部省令でおきめになるといふことは当然許されることであらうかと存じます。

○粟田委員 省令で定められるのは国立学校の組織とその運営の細目だと思ひますが、そうしますと、この参与というのは国立学校の内部組織になるわけですか。

○木田政府委員 国立学校に置かれる職でございます。

○粟田委員 いろいろ伺ったところ、ほとんどこの点は大学の考えにまかせるとおっしゃっておいりました。しかし、いま内部の職であるというふうにおっしゃいます。参与は、これは学外者によって構成されるものですか。

○木田政府委員 非常勤の職でございます。どういふ人を採用するかは発令をするときの問題だと思ひます。

○粟田委員 それでは、採用されれば学内者になるのだというお考えですね。

○木田政府委員 たいへん恐縮でございました。ちょっとお尋ねを聞き漏らしました。

○粟田委員 採用するまでは学外者であっても、採用されたらこれは学内者であるというお考えですね。

○木田政府委員 非常勤講師もそういうことでございまして、同じようなことだと考えます。

○粟田委員 非常に重要なところで文部省はきめていらっしゃるのですが、大体省令でおきめ

なるといひますけれども、いろいろな学校、三つの大学で参与というのがそれぞれいろいろな違った内容を持つてくるといふことが、いまのようなやり方ですと、出てまいりますね。そのときにそれを一つの省令で定めるといふことが一体できるのでしょうか。文部省が考えていらっしゃる省令というのはどういう省令なのか、その内容をお話しいただきたいと思ひます。

○木田政府委員 非常勤の職を設けて、いろいろ関係者の意見を聞き得る、こういうふうにするという点は共通でございまして、それをどのよう運営するかというのには大学のお考えにゆだねてよろしいと思ひます。

○粟田委員 私がいま伺ったのは、もう少し具体的なことを言っていたら良かったわけですが、そういう非常勤の職とおっしゃいますが、参与の持つてくる権限、それから諮問だけかどうか、それともはつきりしないのですが、関与していく内容、人数、構成のメンバー、いろいろみんな違うわけなんですね。それを一つの省令で規定していくというところがどういふ形のできるのかということとです。相当包括的なものでなかつたらこれはできないだらうと私思ひますが、一体文部省はどういう省令をつくらうとしていらっしゃるのか、その内容を具体的に伺ひたいでございます。

○木田政府委員 大学の定めるところによりまして、学長が参考にするためのいろいろな意見を聞く職として参与を置く、こういうふうにお考えしております。

○粟田委員 すみません。もう一度言っていただけかもしれませんが、私よく理解できませんので。

○木田政府委員 当該大学の定めるところによりて参与を置く、こういうことにお考えしております。

○粟田委員 当該大学の定めるところによりて参与を置く、これだけになるわけですか。参与という職を置くというそのことだけが省令で定まるわけですか、参与の内容については一言も触れない。当該大学の定めるところによりて参与を置く、これだけの省令になるわけですか。

○木田政府委員 大学のいろいろな幅広い運営に關しまして有識者の意見を聞くというのが参与の目的でございますから、そうした目的と設置のことを書くことになる、こういうことでございます。

○粟田委員 先ほど、参与を置かれる精神というのは、広く地域の意見を聞くことだとおっしゃってました。私、精神としてモニターのようなものですねというふうに申し上げたのですけれども、もしそういう目的だけで参与を置くのでしたら、わざわざ非常勤職員という形で置かなくても、幾らでも方法はあつたのではないかと申すのです。総理府もモニターというものを置いていませうけれども、あれはどういう形で置かれておりますか。

○木田政府委員 詳細を私承知しておるわけではございませんが、総理府の職として置いているものではないと思ひます。いろいろな関係者の意見を、御協力を得て、得ておるものだというふうにお考えます。

○粟田委員 私が調べましたところでは、大臣の訓令で置かれておりました、謝礼は出ているのですけれども、これも公職経費という形では出せませんから、非常にゆるやかな形で出されていると思ひます。こういうやり方をしてはよく意見を聞くということができるわけですが、またNHKがモニターというのを置いておりました。多少違ひますけれども、これも私調べてみました。これはやはり放送法の番組基準というのでございまして、これは会長名で出されている。つまり例規というのに書いてありますけれども、社内規則と同じようなものですね。それに書かれていられるわけなんです。ですから、もし広く地域の意見をくみ入れるという目的だけでしたら、たとえば学内規則できめて学長が依頼をする、お願ひをするというふうな形でも目的が果たせる場合もあると思ひますが、そういう形もあり得るとお考えになりますか。

○木田政府委員 いろいろな人の意見を聞く聞き

方はいろいろあるうと思ひます。参与を置いたら参与からだけで、ほかの人の意見が入らないという事はあり得ないことだと思ひます。しかし、非常勤の職として関係者の意見を聞くために参与を置くという事は、それ自体意味のあることだと思ひます。

○栗田委員 いろいろと意見の聞き方はあるとおつしやいます。そうだと思ひます。目的が地域社会の意見を広く聞くところにあるならば、方法もいろいろあると思ひます。それにもかかわらず、参与という職を置かれるという事、大学で置きたくないと言おうとも置きたいと言おうとも、職を置くという事になつていくわけですね。なほ参与という職が職として必要であるかということ、単に意見を聞くという意味ばかりでなく、参与という職を置いたその目的をはっきりともう一度おつしやつていただきたいと思ひます。

○木田政府委員 大学の運営につきまして学外者の意見というものを徴し得る、そういう職を置いておくことは意味があると考へるからでございます。

○栗田委員 それなら、参与は場合によつたら大学の管理運営に対して非常に大きな関与をする役職になるかもしれないわけですね。さつきからいろいろおつしやつていますが、内容は非常に弾力的だと思ひます。それでは、学校の意向による場合もあるけれども、助言だの勧告だのいろいろなことをしていく、大学の運営などの重要な点の細目にわたつてまで意見をいろいろ言うような場合が出てきますと、これは大学の内部に非常に大きな関与をしていくことになるわけだと思ひます。そういう場合も出てくるわけですね。

○木田政府委員 大学のお考へにゆだねていいと思ひます。

○栗田委員 それでは、参与は置くことをきめるけれども、あくまでもその参与の活用しかたは大学の考へにまかせるのだ、そういうことをもう一度確認させていただきます。いかがでしようか。

○木田政府委員 そのように考へております。○栗田委員 それでは次の問題に移らせていただきます。

○栗田委員 今度は単科大学の問題です。これも先日以來質問がされておりました。大臣が十二日の閣議後の発言で、単科大学に今度は重点を置いていくという事をおつしやつた。そのとおりであると先日大臣は言つていらつしやいます。

○奥野國務大臣 学校を設置します以上は、それぞれの学校が十分特色を發揮して効果をあげてもらいたい、こう考へているわけでございます。しかし、だからといって全部単科大学を考へているというわけじゃございません。場合によりましては、いまあります学校に学部を置いたほうがいい場合もございますし、また新しく学校をつくります場合にも、幾つかの学部を持った大学をつくること、いろいろ場合もあるかと思ひます。基本的には、私がいま申し上げましたように、せつかく学校をつくるのですから、その学校の特色が十分生かされるような仕組みを考へていかなければならない、こう思つていくわけでございます。

○栗田委員 去年の国立学校設置法の審議のときにもやはりこれはかなり問題になりました。学校教育法の五十三条の中で「教員の学部を置く」という「教員」を取りはずした。いままでは総合大学が常例であつて、例外として単科大学があつたけれども、今度は単科大学が例外ではなくなつたという事で論議をいたしました。今度の大蔵の十二日の御発言は、それをまたさらに一歩進めたものだと私は思ひます。つまり、例外ではないというだけではなく、単科大学を主としていくとおつしやつたように新聞には出ております。その辺はそうおつしやつたのか、そういうお考へなのかを伺いたいと思ひます。

○奥野國務大臣 この間、嶋崎さんにお答えをしたわけでございますけれども、医学とか工学とかといった部門は非常に金のかかる分野だ、同時にまた、他の人文系の学問とは若干違つた面もある、だから、それぞれが特色を發揮していく場合には単科大学のほうがいいんじゃないだろうかという総理のお話があつて、それから話が發展をしていったのです、こうお答えをしたわけでございます。やはり単科大学のほうが望ましい学問分野につきましては、なるべくその方法を選んだほうがよろしいんじゃないだろうかというふうには考へております。

○栗田委員 単科大学が望ましい分野というのはどういふ分野でしようか。

○奥野國務大臣 研究、教育につきまして特別な組織、施設等を要するようなものにつきましては、おおむねそういうことが言えるのじゃないか、こう思ひます。

○栗田委員 たとえば医学などの場合ですけれども、入るわけですね。——そうだとおつしやつていますが、医師を養成する場合に、医師というのはいへん広い教養が必要だと思ひます。倫理的な考へ方、社会的なもの、そういう幅広い教養の上に立つた専門的な知識が必要だと思ひますが、そうお考へですね。

○木田政府委員 私どももそう考へます。

○栗田委員 以前、戦後間もなく新制学校がつくられましたときに、新制大学の理念ということがいわれました。戦前と戦後の大学の考へ方が変わったわけですね。その新制大学の理念のおもな点はどういふ点だったのでしようか。

○木田政府委員 旧来の専門学校の専門教育を主眼とした体制だけではなく、幅広い教養というものを大学教育の中で取り入れよう、こういう趣意でございます。

○栗田委員 学校教育法の五十二条にそのための理念が述べられております。これも昨年の論議の中で私かなり申し上げたことですが、私は、新制大学の理念というのは、いまおつしやつたように、豊かな人間形式としての一般教養を非常に重視して

ていくということ、単なる専門的な職業教育だけをやるとはならないという理念であつて、それを保証する制度として総合大学をつくりたいという考へ方があつたと思ひますが、その点いかがでしよう。

○木田政府委員 一般教育を大学教育の中で取り入れなければならぬという考へ方は、単科であると総合大学であるを問はず通じたものでございまして、今日までも大学の数ある中で単科大学のほうが現実には多いわけでございますが、それらの大学も一般教育というものを重視してきた。大学基準もそのようにつくりられておるわけでございます。

○栗田委員 大学の設置基準がございまして、今度つくりられる三つの医大は、それぞれ百人を定員にしていくと思ひますが、では、たとへば百人を入学の定員にした単科大学で一般教育に何人の教員が配置されるのか、これをお考へください。

○木田政府委員 大学設置基準の上からは八人でございまして、今回の三大学につきましては十二名の予算措置をしたい、こう考へております。

○栗田委員 設置基準を上回る措置をされたその意図はどういふところにありますか。

○木田政府委員 充実した一般教育を施したいと考へるからであります。

○栗田委員 それはたいへんけつこうなことでございますが、さて、そこで、たとへば、私、静岡県出身ですので、今度つくりられる浜松医科大学についてはたいへん関心を持っております。また、この医大の形態というのは、浜松ばかりでなく、滋賀、宮崎、みんな同じような形で、単科大学として今度つくりられますので、浜松の問題で論じればほかの大学の問題にまで同じように関連していくと思ひます。私、調べてみました。静岡にも静岡大学という総合大学があります。なぜ総合大学の医学部という形で設置しなかつたか。先日、滋賀大のことで上田委員が質問していらつしやいました。静岡大学の医学部となぜなさらなかつたという理由を伺いたいと思ひます。



方でございます。その一般教育の教育内容、それから各学部の専門教育のあり方と、この関係の連携というものをもう少し円滑にしていきたい。また学生の学内における扱いにいたしても、そうした両者の関係を、初期の段階で一般教育一年半あるいは二年与えるというだけでなくて、専門教育の後期の段階でも一般教育が与えられるようにしたい、いろいろな御要請がございます。

それらを先ほどの静岡と浜松の例でお考えいただきますならば、一般教育は静岡地区のキャンパスで行なり、浜松に医学部をつくって両者の間を緊密にやるといふことよりは、浜松に位置づけた場合に、一般教育、専門教育ともに医科大学としてまとめたものとして構想することのほう、学生の教育の上からもより便宜であるといふふうに考えております。

○栗田委員 現在でも工学部は、一般教育は静岡のキャンパスでやりました、そのあと専門は浜松へ行ってやっていると聞かれています。こういう形で学ぶことにして支障は現在ございません。工学部の場合も、特に専門的な、大臣がおっしゃった単科大学にしたほうがよい内容のものだと思っておりますけれども、それがこういう形でいまままで学ばれていまして、一般教養科目、非常に広く総合大学の中でいまままで学んでいくわけなんです。そしていま局長は、たてまえとしてはそれはいいけれども、実際にはうまくいっていないのだとおっしゃいますけれども、たてまえがよかつたならば、たてまえがそのまま有効に効力を発揮するような教育をもっともっと広く深く進めていけるような状態に改善すべきであって、うまくいっていないからわざわざかつての大学の理念を変えまして単科大学にしていくという改革をする必要はないのじゃないかと思っております、たてまえと実際がうまくいっていないというあたりと、それからわざわざ単科大学にするというその点ですね、そこをもう一度よくわかるように説明していただけないか。私はまだちょっとわかりません。

○栗田委員 現在でも工学部は、一般教育は静岡のキャンパスでやりました、そのあと専門は浜松へ行ってやっていると聞かれています。こういう形で学ぶことにして支障は現在ございません。工学部の場合も、特に専門的な、大臣がおっしゃった単科大学にしたほうがよい内容のものだと思っておりますけれども、それがこういう形でいまままで学ばれていまして、一般教養科目、非常に広く総合大学の中でいまままで学んでいくわけなんです。そしていま局長は、たてまえとしてはそれはいいけれども、実際にはうまくいっていないのだとおっしゃいますけれども、たてまえがよかつたならば、たてまえがそのまま有効に効力を発揮するような教育をもっともっと広く深く進めていけるような状態に改善すべきであって、うまくいっていないからわざわざかつての大学の理念を変えまして単科大学にしていくという改革をする必要はないのじゃないかと思っております、たてまえと実際がうまくいっていないというあたりと、それからわざわざ単科大学にするというその点ですね、そこをもう一度よくわかるように説明していただけないか。私はまだちょっとわかりません。

○木田政府委員 現実には即して改善できることを少しずつ改善していくということが実際のだと思っております。キャンパスが幾つかに分かれています。その大学の運営にいろいろな努力とまいた困難が伴っておるといふことも否定できません。そして、実際的には、総合大学といふことでありまして、キャンパスが分かれてしまっています、現実にはそのキャンパスごとの運営ということに充実した中身を盛り込んでいくというふうなことが実際のだと思っております。いま工学部の学生は、一般教育の段階にありましては静岡で学んでおる。できるだけ早く専門の工学教育をしたいという場合には、また浜松へ来なければならぬ。学生が浜松と静岡を行ったり来たりするということは、現実の問題としてたいへん困難の伴うことではございます。またそのことから教育のあり方についていろいろな制約が加わることになるわけではございます。でございますから、医科大学がそのキャンパスの中でまとまったものをくふう努力できる、こういう体制にしておくことのほうが現実的にはいいのではないかと、こう思っております。

○栗田委員 そうしますと、たてまえとしてはそうだけれども、現在学部と一般教養課との間が理想的にいいから総合大学でなく単科大学にしていくというところに一番おもな目的があるわけですか、理由があるわけですか。

○木田政府委員 新しくつくります医科大学の医学教育そのものを少しも改善くふうしてみたい、そういうことのために、それ自体で医学の関係者が努力できるようにしておくほうがこの際よからう、こういうふうにご考慮からでございます。

○栗田委員 改善くふうとおっしゃいますが、一体どういう目的で改善くふうをされるのでしょうか。改善くふうをしていく内容というのは、何といても教育と研究が円滑に進んでいくということ、教育内容が大学の理念に沿ったものとして、

ほんとうに広い知識と深い研究ができるように充実していくことだと思っておりますが、その立場に立って改善するのじゃありませんか。いかがですか。

○木田政府委員 医学教育と医学の研究が充実していくように考えておる、こういうことではございませんか。

○栗田委員 それじゃ、一般教養はどうなるのですか。

○木田政府委員 その中に幅広い一般教育を取り入れることは当然のことだと考えます。

○栗田委員 幅広く取り入れるとおっしゃいます、さっきから言っていますように、単科大学だつたら十二人しか配置できない。ほんとうは八人だけれども、それを十二人にふやしたんですとおっしゃっています。非常勤講師を置くとおっしゃいますが、非常勤講師だつてそうたくさんは置けるものじゃないと思えます。大体いま予定していらつしやるのは、どのくらい置くつもりでいらつしやるのですか。

○木田政府委員 非常勤講師の必要な人員その他は、具体的に大学が発出した段階で手を打っていくことになるかと考えます。一般教育を教養部に託して行なつた場合と比べて、そう見劣りするものにならないというふうにご考慮しております。医学教育の観点からは、よりまとまった一般教育を六年間なら六年間を通じて配置できるといふよきもまた出てくるかと考えております。

○栗田委員 それは、局長が見劣りしないと思つたとおっしゃいますけれども、さっきも言いました静岡大学の医学部とすれば、いままざつとあげただけで五十三名の一般教育を担当される教官がいらつしやるわけですか。幾ら非常勤講師をふやしたつて、そんなにふえないと思つた。しないとおっしゃつても、それは局長のお考えでありまして、実際に幅広い教養をつけさせる条件というのは、やはり豊かな講座と教員が多い教官だということになると思つたわけでもね。そういう立場から見ると、いかがなんでしょうか。私は、幾ら見

劣りしないはずであると思つたとおっしゃつたつて、実際にはそれを保証していくだけの教官の人数というものは総合大学のようにそろえられないと思つた。

それからもう一つ、医学教育の観点での一般教育をやつていくとおっしゃいます。そうしますと、これは医学教育用の一般教育、これは工学用の一般教育、これは教育学部用の一般教育といふふうには、一般教育の中身といふのがかなり限定されてくるのでしょうか。新しい試みといふのはそういうことになつておるのですか。

○粟田委員 五十三人の教官の講座が全部開けないとおっしゃいますが、それはそれでしよう。ただ、私が言っているのは、選択の自由がはるかに広いということなんです。医学を学ぶ学生であっても、社会学、人文系の一般教養だって身につけなければならぬ。そういう意味で、いろいろ局長おっしゃいますけれども、やはり講座がたぐさんあり、選択の余地がはるかにある場合のほうが幅広い教養をつける機会が得られると私は思います。

次に、もう一つ伺いますが、たてまえはそうだけれども学部と一般教養との関係がうまくいかなければ、そうおっしゃっています。では、そういう状態があるから、今後は医学、工学などの場合は、そういう支障があることを前提にして、みんな単科大学にしていってしまおうとお考えですか。

○木田政府委員 大臣も先ほどお答え申し上げておりましたように、今後新たな大学をつくり出す際に、そのつど考えてみたいと思っておるのでございませぬ。いろいろな諸条件を勘案する必要があらうかと思ひます。でございませぬから、これからどういふ学部をつくるかというところ、これを一般的にきめておく必要はなからうかというふうにお考えます。現実即ち意味のあるものを考えてみたい。

○木田政府委員 指導医の身分はどうなるのか、国立につきましても二つを除きまして学部でございませぬ。私立につきましても単科の医科大学がたぐさんございませぬ。国立につきましても単科の医科大学という形で教養を授けていくということは、それ自体また意味のあることだと思っております。

〔委員長退席、森(喜)委員長代理着席〕

○粟田委員 学校教育法の五十二条で、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」こういう考え方がありますが、では、この考え方は、

この理念はいまだに変わらぬ、それに沿って考えても、単科大学で十分だというふうにおっしゃっているわけですね。

○木田政府委員 そのように考えております。

○粟田委員 局長の主観的なお考えでは、十分に一般教養を授けられるとおっしゃる。しかし、その講座の教、教官の教からいっても総合大学のほうがはるかに豊かだ、こういうことになっております。私はそうだとおもっておられますし、あくまで五十二条の考えに沿って総合大学というのが新制大学の理念としてつくられてきたというふうにお考えしているわけですね。この点は非常に重大な問題ですが、私のこの考え方を述べて、次の点に進まさせていただきます。

次に、関連教育病院の問題について伺います。関連教育病院に指導医を置くというふうになつていられると思いますが、この指導医というのはいかうな方を指導医にするのですか。

○木田政府委員 学生の教育実習を指導できるだけの能力のある方を指導医にお願いをする、こういう考え方をしております。

○粟田委員 関連教育病院にいらつしやる医師のうち、全部でなくて、何人かの方たちを指導医とするわけですね。

○木田政府委員 ふさわしい方を指導医としてお願いしたい、こう考えます。

○粟田委員 指導医の教育上の身分はどうなるのでしょうか。

○木田政府委員 これからその辺は関連病院の係者と大学の関係者とが今後の相談を詰めていかなければならぬかと思ひます。一般的には、非常勤の職員としてお願いをするというふうなことが起こり得るのではないかとお考えを思ひます。

○粟田委員 そうしますと、任命はだれになりますか。

○木田政府委員 大学のほうで指導をお願いできる職員を明確にしておく必要があります。ですから、その意味では非常勤講師に準じた取り扱いを

して明確にすることにならうかと考えます。

○粟田委員 授業料といひますか、教授料といひますか、指導されるわけですから、その授業料または教授料というのですか、謝礼ですか、これはどういう形でお出るのでございませぬか。

○木田政府委員 学生の教育実習等に御協力をいただくということにつきましては、それに即した報酬を考へなければならぬと思ひます。

○粟田委員 職員ですから給与ということになりますか。

○木田政府委員 どのような名目でどういふふうにするかというのはい今後の課題でございまして、いまきめ込んでおられるわけではございませぬ。

○粟田委員 多くの場合、関連病院は公立の病院が多いと思ひます。公立の病院の医師であつた方というのは公務員だと思ひますが、その辺はどうかでございませぬか。

○木田政府委員 県立病院あるいは市立病院、あるいは日本赤十字の病院といひいろいろありますから、その医師がそれぞれの身分を持っていられると思ひます。

○粟田委員 非常勤講師の場合、公務員であつて、その関連病院の医師という仕事と、医科大学の非常勤講師という仕事を併任したり、また給与を両方からもらうということができるのですか。

○木田政府委員 いま大学の非常勤講師といひのは、他の大学の教官であつたり、あるいは場合によれば医師であつたり、いろいろな方がおられるわけですから、同じように考えておいていいのじやないかと思ひます。

○粟田委員 そうしますと、非常勤講師でありませぬが、大切な学生の臨床実習などの指導に当たるわけですが、教授会などの関係はどうなるか。

○木田政府委員 指導にあつたてのいろいろ意見が交流させたりする必要も出てくると思ひますけれども、その関係はどうなるでしょうか。

○木田政府委員 どのような教育指導をするかというところにつきましては、大学と関連病院のそういう関係者との間で、大学の教官とその関連病院

の指導医との間で緊密な連絡をとつてもらわなければならませぬ。いわゆる教授会と称しておられますものは、常勤の教授をもつて構成してございませぬ、非常勤の職員が入つてないことは御承知のとおりでございませぬ。

○粟田委員 そうしますと、教授会の一員にはなれないわけですね。

○木田政府委員 これも大学の考へるところでございませぬが、通常の例でいへば、そのようにならうと思ひます。

○粟田委員 指導医になりますと、やはり臨床実習などの評価、採点もしなければならぬと思ひますが、これは指導医が採点するわけですか。

○木田政府委員 指導の責任を持つておられる限りにおいての評価は、当然その人が行なうことにならうと思ひます。

○粟田委員 学生の評価といひのは大学管理機関が行なうということになっておられますが、非常勤講師は教授会の一員ではないというわけですねけれども、こういう評価といひのはできるのでしょうか。

○木田政府委員 多くの大学の非常勤講師がやつておることその限りでは同じであらうかと思ひます。

○粟田委員 関連教育病院の病院長の身分はどういうふうになりますか。

○木田政府委員 お尋ねの意味がよくわかりませぬが、病院長は病院長かと考えます。

○粟田委員 病院長が非常勤講師を兼ねられる場合もございませぬか。

○木田政府委員 病院長の御専門によつて、そういうことも起こり得るかと思ひます。

○粟田委員 謝礼などの問題がございませぬが、たとえばその大学の教育職の給与とその病院での医師としての給与に非常勤に差がございませぬ。非常勤講師ですから、こういう給与体系には沿わぬ形でお出されるわけですね。

○木田政府委員 この教育指導に御協力を願う方といひのは、実際に大学病院も開設され、学

生が六年間の後年次に至りまして、どのような教育実習を病院でお願いするかという際に具体的にきまってくることになろうと思ひます。現在、輪郭としては、一般的な協力のあり方をいろいろと考へておられますけれども、現実には、個々の大学と個々の地域の病院との間で十分な御相談をしてみないとわからないことと考へますから、いまお尋ねをいただき、私が答へておきますことも、個別にそれぞれ具体的な御相談をしてきめていく、そこまでははつきりしたことを申し上げるわけにいかぬので、現在の段階ではきわめて一般的な抽象的なことを申し上げるよりはかはなかるうかと思ひます。

○栗田委員 次に予算の問題について伺ひますが、関連教育病院になつたために多くの経費を要するという場合が出てくると思ひます。どのような予算措置を考へていらっしゃるでしょうか。

○木田政府委員 現在の段階では、病院の設備費の補助を初年度千三百万円ほど二分の一の補助で考へておるわけでございます。私どもの考へ方からいたしますならば、病院自体が、本来は基本的に、医師を志す者に対して、あるいは若い医師の教育、研修の施設を十分持つておつてほしいものだといふふうに考へております。しかし現実には、大学教育に協力してもらひますための体制が必ずしも十分に整つてないという点もありませんから、設備についての補助金等をあわせて計上いたしまして、設備等の整備をお願いをしたい。また、病院の医師の充実につきましても、病院自体として御努力をお願いしたい、こう考へております。

○栗田委員 考へていらっしゃるのには設備費の補助だということですが、愛媛の松山市立病院でこういう不安が出ております。たとえば、一人の内科なら内科のお医者さんが学生の指導もなさる。そうすると、いままで一日に四十人ぐらいの患者さんを処理していたのがどうしても数が減つてくるだろう。三分間診療なんてよく言ひますが、そういう形であるかいは別としても、一々学生に説明をしたりということもあるから時間がかか

ります。そうすると、一日に処理できる患者さんの数が非常に減つてくるのではないだろうか。そのなりますと、病院としての診療報酬がずいぶん減るのじゃないか。松山病院は、いまでも二十億の赤字を出しているといひますが、関連病院になつたことによつて、こういう赤字がまた累積するのではないだろうか、こういう心配が、いま出てきています。教育を担当することで診療する数が減る問題などについてどう考へていらっしゃるでしょうか。適当な措置をとられるお考へでいらつしやいますか。

○木田政府委員 病院自体が後継者の教育、指導ができるほどの内容のものである、こういう水準に高めたいということ、厚生省も、研修病院の充実という課題として考へておるところでございます。でございますから、そういうふうな病院の整備、充実をし、また病院自身が後継者の養成に協力をするということは、大きな目で見まして、病院の能力をふやしていくことになる、ですから、そのことは病院自体としても考へておいていただいていいことではなかるうかといふふうに考へるのでございます。今回、地域の病院と大学の付属病院との間で緊密な協力、連携をとりたいということは、大学がそこで行ふことによつて地域の病院の医療水準も高めていく、ひいては、それは地域住民の医療の充実にもつながる、こういう考へ方から出ているものでございまして、そういう意味での御協力は、地域の関係病院にも十分していただきたいといふふうに考へます。

○栗田委員 しかし、いま出ている問題は、現実に現在そういうことになつたら診療報酬が減るだろう、赤字が累積するだろうという心配です。病院の赤字問題というのは非常に大きな問題になつていますが、長い将来を見れば、それは病院にとつて後継者を育てるといふプラスの面はあるのですけれども、現在の赤字をどうしていか、それに対する何かの配慮はないだろうかといふ内容なすから、文部省として予算的な措置をお考へにな

つていないのだろうか、そういうことを伺つているわけです。

○木田政府委員 どのようにその協力の関係を進めるかというの、もう少し、数年たちまして現実の課題になりました場合に、私どもも大学教育の観点から、病院側に処置をすべき中身というものも、具体的内容として考へてみたいと思つております。一般的には、それぞれが協力をして学生の教育に当たる、病院は病院で研修病院としての実を高め、その内容を充実させる、こういう方向に進んでまいりたいと思ひます。

○栗田委員 まだ細目あまりきまつていないというお話ですが、いま申しましたように、現実には、こういう不安の声が出てきているわけですが、少しも早く負担区分などについて細目をきめていく必要があると思ひますが、その辺の御努力の姿勢を大臣から伺ひたいと思ひます。いかがでしょうか。

○奥野國務大臣 たいへんごもつともなことでございまして、そういうふうに努力をしてみたいと思ひます。

○栗田委員 次に私は、医科大学設置についての地元負担の問題について伺ひたいと思ひます。まず自治省に伺ひますが、自治省は、「昭和四十九年度の地方財政措置について」という自治事務次官の各省庁事務次官あて文書を出しておられます。この中で、八ページですけれども、「国、地方公共団体間の財政秩序の確立」というところがあります。「国、公社、公団等の施設の設置にあたり、地方公共団体の負担を前提とする事例がみられるが、形式的にはもちろん実質的にも地方公共団体に負担を求めるとのないう、用地費等について所要経費の全額をその予算に計上されたいこと。」こうなつております。この「形式的にはもちろん」それからその次の「実質的にも」といふ中身を少し具体的に御説明いただきたいと思ひます。

○高田説明員 国立医科大学が設置されますと、当該地域の開発あるいは地域の住民の方々の福祉の向上に非常に寄与するわけでございます。そういった点から、受け入れの地元側ができるだけの御協力を申し上げるということは当然のことであると思ひます。また、国と地方公共団体との円満な協力関係なくしては、なかなか推進されないわけでございます。

一方、国と地方団体との間には、財政秩序の問題がございまして、地方財政法あるいは地方財政再建促進特別措置法の規定によりまして、国と地方との間の負担、財政秩序の明確化が規定されておるわけでありまして、この各省にお願いを申し上げました事務次官の文書の中の「形式的」「実質的」ということでございまして、要するに国、公社、公団等の施設の設置にあたりまして、地方公共団体に負担を課すべきではない、こういう地方財政法の趣旨に基づきまして、形式的には、たとえば地方公共団体が国に直接的に寄付金、負担金を支出するとか、あるいはまた用地なり施設について所有権を移転するとか、こういったものは形式的であらうかと思ひます。実質的に申し上げますのは、たとえば無償で用地を提供するとか、あるいはまた団体等を通じて間接的に寄付金なりが流れていく、こういう場合を考へております。

○栗田委員 浜松医科大学を設置するに、関連事業費として静岡県と浜松市がどのくらい負担しているか、御存じでいらつしやいますか。

○高田説明員 金額のどの程度の負担になるかは承知いたしておりません。

○栗田委員 三十九億円でございまして、これは関連病院の充実、整備その他も全部含まれた費用として、三十九億円になつております。そこで、いま幾つか、こういう場合はどうだろうかという点で私は伺ひたいと思ひます。文部省に伺ひますが、いま医学進学コースの校舎はまだできておりません。これはどのようにこゝしはやられるつもりですか。

○木田政府委員 浜松にありまして短期大学のあいた校舎を暫定期間借用するというようなこ

とで御協力をいただいております。

○栗田委員 その借用は有償ですか、無償ですか。

○木田政府委員 ただで貸していただけるそうでございます。

○栗田委員 これは議決を経ておりますか。ただにしてよいという県議会の議決を経ておりますか。

○木田政府委員 県の手続は県のほうでおとりになっておると思っております。条例の定めに従ってそのような措置がとれるというふうには私も承知いたしております。

○栗田委員 この仮校舎は女子短大の旧校舎ですが、ここを使うために県は三千万円かけて改築をしております。私が調べておる範囲では、まだ、静岡県議会で無償でよいという議決をしていないと思っております。こういう場合に、自治省に伺いますが、ただで貸すということになつたら、さっき言いました「形式的」また「実質的」のどちらかに触れるのじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○高田説明員 県立短期大学の旧校舎を改築いたしましたして医大の仮校舎として使用する、こういうふうにして伺っております。したがって、その期間は、せいぜい私どもは一、二年の暫定的な期間である。将来はこの改築された建物は県立短期大学の施設として使われるわけでございます。

しかしながら、先ほど申し上げました地方財政法、地方財政再建特別措置法等の関連もございまして、その使用によって生じますところの経費、たとえば光熱水費であるとか、こういった需要費等につきましては、法の趣旨に従って医大の適正な負担をお願いする、こういうふうな地方団体に指導をいたしております。

○栗田委員 使用によって生じる経費といいますが、建物を借りるための借用料ではなく、その他の部分をおっしゃるわけですか。

○高田説明員 ただいま申し上げましたように、非常に暫定的な期間でございます。長期にわたつ

て無償の貸し付けではないわけでございます。そういう点も配慮しながら、直接的に医科大学の施設として必要な経費につきましては、これは当然国と地方公共団体の負担区分ということで国に御負担をお願いする、こういうことでございます。

○栗田委員 私、ちょっとよくわからないのでおっしゃっていただけないか、それとも建物を借用する借用料は払うべきであるとおっしゃっているのか、ちょっとわからないのでおっしゃっていただけないか、御説明ください。

○高田説明員 地方財政法の規定では、ただいまおっしゃいましたように、地方公共団体の議決があれば無償で、あるいは減額をして貸し付けることができるわけでございます。本件の場合には、長期にわたつて無償貸し付けとするというのではなくて、真にやむを得ない、医大が建築されるまでの間ということでございますので、地方公共団体がそういう御判断に基づきまして議決をされますれば問題はございませんか、こう考えております。

○栗田委員 まだ議決はしてないと思っております。しかも、この女子短大の校舎というのは旧校舎で、新しい校舎が建ててあったのです。取りこぼすつもりであったけれども、医大が来るためにわざわざ三千万円をかけて手入れをしたというものなんです。私が聞いた範囲では、終わつたらまたこわすでしょう、こういう返事でした。その辺ちょっと確かでないのですけれども、こういうことを言っていたわけなんです、その医大の進学コースの教室として使うためにわざわざ三千万円かけて手入れをしているのです。こういう場合、本来だったら、こういう手を入れる費用は、少なくとも国の事業で使用するために手入れをするわけですから、国が出すべきではないかと私は考えるのですけれども、いかがなんでしょうか。

○木田政府委員 医科大学をつくりまことにございまして、地元の地方公共団体の御関係の方々

と一緒にたつてつくっていききたいというふうにお考え

ております。医科大学ができることがその地域の医療の向上に寄与するということを期待して強い誘致の御希望があり、また御協力があつたのでござい

ますが、その御協力を決して甘えるということではございません。しかし、国立の医科大学だから全部国がかつてつくるといふことでござい

るものでもございませぬので、いろいろと御協力をいただける点は御協力をいただきながら、一緒にたつてつくっていききたい、あいた校舎を使つて一刻も早く医科大学を開設しろというふうな地元の御希望があり、そうした便宜の供与というものがござい

ますならば、それにこたえて私どもも努力をしていく、こう考えておるのでござい

ます。○栗田委員 一緒にたつてつくることがそうなんです。あたりまえなことだと思つて、そのために関連教育病院を充実させたり、また市は道路を直して

みたり、水道を引いてみたり、いろいろやっておるわけですね。だから、それは当然一緒にたつてつくるといふのはいいわけなんですけれども、しかし国として、だからといって、地元がこれもしましよう、あれもしましようという状態を全部そのままにしていただければ、地元負担が非常にふえていく状態だと思つて、静岡県でそれならそれでよろしいと初めから言っているのならば、いいですけれども、わざわざそのために三千万円をかけて改築するといふような場合、私、一般的にいま伺いますが、そういう場合に、本来これは国が出すべきものではないのだからか。自治省に伺いたいと思つて、本来こういうものは国が出すべきものではないのだからか。出さなくていいよ、地元で出しますよとあえておっしゃる場合は別として、本来は国が出すべきものだと私は思うのです、いかがでしょうか。

○高田説明員 おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、この県立短大の旧校舎の改修はしたして今回の医大のために必要なものであるのか、あるいは長期的に判断をして県立短期大学としても改修が必要であるのか、その間の事情は

私ども十二分に承知しております。しかし、国立の医大に伴つて純粹に必要であるならば、それは当然国のほうに御負担をお願いすべきもの、こう考えております。

○栗田委員 私が聞いた範囲では、そういう必要がなければこわすはずだつたけれども、必要が出たから改築したのだと聞いております。御存じのように、この医科大学誘致については、浜松市か静岡市かというたいへんな誘致合戦がやられました。浜松市はそのためにありとあらゆることをやつたような感じが私は見ています。

では、次に伺いますが、関連教育病院の中で、たとえば学生控室、研究施設、教官室など、こういうものは、教育病院の中にあるとはいっても、その教育のために必要な施設だと思つて、こういうものは国が出すべきものではないでしょうか。自治省、いかがでしょうか。

○高田説明員 純粹に教育目的に使われまふ施設につきましては、これは国で御負担をお願いすべきものだと考えます。

○栗田委員 文部省に伺いますが、この場合、これは国が負担しておりますか、それとも関連病院の改築費の中に全部まゝとめて、市が負担しているのでしょうか。

○木田政府委員 そうした施設につきましては、地域病院のほうで整備をしていただきたというふうな考えでおります。また、そのことが研修病院としての充実を見ることにもなるであろう。多少、多言になって恐縮でございますけれども、一般の公的病院が研修の体制を十分に持つておりませんために、いままでも研修医療の病院としてのいろいろな機能が思わしくなかつた、それがまたインターンの学生その他があまり近寄らないというふうなこともなつたわけでございます。ですから、病院自体が後継者の研修ができるような充実した体制を持つていただくと、そしてお互いに協力しながら学生あるいはインターンの教育に当たつていく、こういうことが双方にとって意味の

ある仕事だと思っております。学生あるいは研究医等の控室がありますこと、そのことは病院として御整備をいただきたいことだというふうには考えております。

○栗田委員 自治省のお答えと文部省のお答えが違っておりますね。純粹に教育のために必要な施設は国が負担すべきだと自治省はおっしゃる。文部省は、地域の医療水準を充実させていったり、病院の水準そのものをよくしていくためだから病院がつくればいいじゃないかとおっしゃいます。が、そういうふうにしていきますと、だんだんこれは地域に返るものが多いのですから、みんな自治体が負担しなければならぬ点が多くなっていると思っておりますが、いまの文部省の見解について自治省はいかがお考えですか。

○高田説明員 こういった教育関連病院が、地元の方々の医療水準の向上なり、そういった面に非常に寄与することは当然でございます。いま二つの側面があるかと思いますが、私がお答えいたしましたのは、純粹に教育、研究の施設、この場合には国で御負担をいただくべきであらう。大学局長さんがおっしゃいましたのは、地域の医療水準の向上あるいは地域の医療需要のための必要、これをどう明快に区分するか、非常にむずかしい問題であらうかと思っておりますが、できるだけそういった観点から区分をして適正な負担をお願いをするということだと思っております。

○栗田委員 具体的に私はさつき申し上げました。学生控室、それから研究施設、教官室、これは、こういう教育がやらねばならぬ必要のないところなんです。関連教育病院でなければ、教官室とかそれから学生の控室なんというものは必要のないものなんです。しかし、それが関連病院の中で自治体の負担でつくられているという問題です。そうしますと、いまの自治省のお答えによれば、これは本来国が負担すべきものだと私は思います。地域に戻されるから、そうおっしゃいますけれども、そうやって広げていけば、地方自治体の負担はふえる一方だし、国が病院をつくらうたり、

また学校をつくらうたりするというのも、国全体のためであるのと同じに、ますます地方の医療水準、また教育水準、文化水準を高めるといふことに必ず資するためには、地方の自治体の負担というのはいくらもふえるわけだと思っておりますが、いまの自治省のお答えとあわせてもう一度局長のお考えを伺います。

○木田政府委員 一般的に申しまして、地域の公的な病院が、ただ単なる診療機関だけではなくて、充実した研究の体制あるいは研修医を十分勉強させられるだけの体制というものを保持していただきたい。そうすることによって地域の公的な病院と大学とがより緊密に提携協力して後継者の養成あるいは地域の医療水準の向上ということに立ち向かえるのでございます。残念ながら、私どものいま見ておりますところ、日本の公的な病院のそうした研究あるいは医師の研修のための体制というものはきわめて貧弱でございます。厚生省の指導によりまして研修病院というのが逐次整備されております。そういう研修医療病院としての整備が十分行なわれてまいりますならば、その状態で大学の関連教育病院としての協力も進んでいくことになろうと思っております。ですから、私どもは決して大学のためだけに無理をお願いしているというつもりはございません。地域の病院が、病院の診療体制を整備するために研究と研修の体制を整えていく、そして大学と一体になって後継者の養成に当たってくださるようになる、そのために大学もお手伝いもしなければならぬ、必要な御協力も大学側からしていく必要があらう、こう考えておる次第でございます。

○栗田委員 今後充実していく必要は、それはあるでしょう。当然あると思っておりますけれども、現在、現実の問題として、この関連教育病院になつたために、地方自治体が負担をしなければならぬ施設があるのだと私は繰り返して言っているわけ

さつき自治省のお考えを伺いましたけれども、それからいっても、こういうものは本来国が出していくべきだ、いまの現状のもとでは出していくべきじゃないか、それをみんな自治体の負担にすべきではないかと私は考えます。いかがでしょうか、お出しになる意思はないのでしょうか。

○木田政府委員 私どもは、公的な病院が研修医療病院として整備できているということが願わしいことだと思っております。そういう施策は厚生省のほうでもいろいろと進めておられるわけでございます。今度、医科大学ができるにつきまして、大学との間で関連教育病院としての御協力をお願いするということは、その病院の整備充実の望ましい方向により刺激を加えることにならうかと考えております。その間にいろいろ起こってまいります問題、また教育上だけの観点から考えなければならぬこともございますから、設備費等につきましての補助等は考えていきたい。また運営上、大学側から運営費について考えなければならぬ点は将来の課題として検討をいたしてまいります。しかし、基本的な方向は、病院そのものとしての整備をはかってくださるということが願わしいことでございます。これは医療行政の観点から御整備を願っております。

○栗田委員 たいへん問題だと思っております。そういうやり方で進めていければ、予算のない自治体なんかは大学病院をつくることもできない。経済的な、財政的な負担のためにますますおくれっていくということになるんじゃないか。しかも、いまのように地方財政の緊縮ということがいわれて、逼迫されているわけなんです。特にこれは、石油危機で地方財政は節約していかなければいけないというところがある。こういう中でこういう負担を負わなければならぬ、自治省がこういうふうな言い方をしていらっしゃるのに、文部省はまだ出さないというふうにおっしゃるのです。これはたいへん大きな問題だと私は思います。

それから、次に医師の住宅建設の問題ですが、附属病院のほうの医師の住宅です。県の事業として建設していただけますけれども、これは有償で借りる方針でいらつしやいますか。

○木田政府委員 大学の教官あるいは病院の職員等が住宅に入りました場合には、当然家賃を払うことにならうと考えております。

○栗田委員 その家賃はどういう金額でお払いになるわけですか。

○木田政府委員 御相談によつてきまつた家賃を払うことにならうと思っております。

○栗田委員 常識的な額でお払いになるということですね。

○木田政府委員 御相談によつてそういうことになるだらうと思っております。

○栗田委員 次に、用地の問題で伺います。医大の用地を先に県が造成して、そしてこれに医大をいま建てているわけなんです。ここにかかっている費用が約十三億円です。この用地については今後どういうふうにしていらつしやいますか。有償で借りられますか。

○木田政府委員 有償で借用する予定でございまして、

○栗田委員 大体どのくらいの額を考えていらつしやいますか。

○木田政府委員 相続税の評価額の百分の二というふうにお承知しております。

○栗田委員 わかりました。

それでは次に、設置協力会の問題について伺います。

この設置協力会というのは、最近、医科大学、また医学部がつくられたところで大体みんな持っている組織です。これは医大設置のために協力するということまでで寄付金を集めているわけなんです。静岡のこの浜松医大の設置協力会、これがいままでのような募金目標でやっているかということをお承知していらつしやいますか。

○木田政府委員 詳細には承知いたしておりませんが、一億余の御協力があるというふう聞いて

〔森(喜)委員長代理退席、委員長着席〕

おります。

○栗田委員 竹山県知事が会長となりまして、名目一億、実質二億円を集めようということをやっているわけですが、この募金の目標ですが、割り当てられております。募金を割り当てるといふことについていかがでしょうか、自治省のお考えを伺いたいと思います。集める前に割り当てられているのですか。

○高田説明員 地方財政法の四条の五には割り当ての寄付の禁止の規定がございます。

○栗田委員 割り当ての禁止がされているというお話です。しかもその内容はこんなふうになつております。まず浜松市内の会社に二百万円ずつ二十口、これは必ずしも金額の強制割り当てとはなりませんね、二十口ですから。日産、鈴木自動車、遠州鉄道、河合楽器、薬品グループ、西武百貨、松菱、大体こういうところから募金をいただこうということになつております。そうしてあと一億円はこうなつております。浜松オートレースから三千五百万円、浜名湖競艇三千万円、静岡競輪と伊東競輪で三割五割五割というふうな割り当てられているわけですが。

ここで自治省に伺いますが、このオートレースとか競艇とか競輪とか、これは公益事業団になつていられるのですけれども、こういうところにこういう割り当てをするということは地方財政法違反ではないでしょうか。

○高田説明員 ただいま地方財政法四条の五で割り当ての寄付の禁止があると申し上げましたのは、国が地方公共団体に對し割り当てをすることを禁止する、あるいは地方公共団体が他の地方公共団体に割り当てるのを禁止してあるわけでございます。協力会といまおっしゃいました施行者協議会との関連については、これは地方財政法で規定してあるところではございません。

○栗田委員 この協力会の募金趣意書にはこう書いてございます。「とくに、早期開学をめざすためには、開学時における教育研究用の図書及び備品の整備が不可欠の条件とされております。国立

医科大学設置協力会は、これらの図書、備品の整備事業を募金活動を通じて達成」というふうになつておりまして、そのあと「なお、募金により取得した図書、備品は遅滞なく国へ寄贈します。」こうなつていられるわけですが、つまり、図書とか備品などのために募金を集めて、集まったものはそのままに遅滞なく寄贈するということになつております。

それで、オートレースとか競輪とかというのは、さっきも言いましたように市の特別会計に収益を入れていられる団体でありますけれども、これが募金を求められて、割り当てられて出して、しかもその募金の目的が初めから国へ寄贈するということがはっきりとわかっている、そういうものに対して出すということになるわけですが、こういう場合はどうなんでしょうか、自治省の御意見を伺いたいと思います。

○高田説明員 協力会がお集めになりました金で国へ寄付をされるのか、あるいは市立病院へ寄付をされるのか、その間の事情は私も聞いておりません。

○栗田委員 いま私が読みましたように、協力募金の趣意書には「遅滞なく国へ寄贈します。」というふうな書かれております。

○高田説明員 地方公共団体が負担をいたしました、それに伴ひまして備品なりそういうものが直接国のほうへ寄付をされるということになりますと、地方財政法上の問題が出てまいります。

○栗田委員 わかりました。オートレース、競輪などというところからの寄付金がいまのような形で協力会にされておりました、これは、自治省のお答えですと地方財政法違反ということだと確認いたします。ない中でいろいろな負担をするために地方自治体は苦勞して、何とか学校を誘致しようというところであらゆる方法を考へておられます。その中でこういう形が出てきてしまつていられるということはいへん大きな問題だと思つてます。さつき局長は、地方の医療水準を上げるからよいのだから、そのために協力をすることは拒まないとお

つしやいます。それは協力はもちろん拒まないでしょう。しかし、表面上は寄付をしる、お金を出せというところにならないけれども、実際には条件が整つたところでなければ大学が持つてこれられない。地域では、何とか持つてこようと思つた立場から、いろいろな無理を重ねてこようということになつていっていると思つてます。さっきの文部省の御発言は、ある意味では国が地方自治体に非常に大きな負担をかけてやらせているということになると私は思つてます。

このことだけを申し上げまして、きょうのこの質問を終わらせていただきます。

○稲葉委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。山原健二郎君。

○山原委員 先ほど栗田さんの質問の中で出た今度省令で定めるといふ参事の問題ですが、質疑応答を聞いておりました、だんだんわからなくなつてくるわけですね。たとえば地域社会の意見を聞くためにというものは、それはどこかに書いてあるんですか。

○木田政府委員 省令で職を設ける際に、その趣旨を必要範囲で規定することになるかと思つてます。

○山原委員 先ほど法制局のほうもあまり例がないというお話でございまして、これは初めて——完全な初めてではないかもしれませんが、省令で非常勤の職をきめるといふことは、これはまさに新しいことをやろうと思つておられるのです。それで、くどくど言ひませんが、この国立学校設置法の採決の時期までにその中身を、大体どれだけの原案を持つておるかということ、これはこの法案の審議にあつて非常に重要な問題ですから、その辺はどういうふうにお考えになつておるか、私はぜひ採決までにはその原案、構想というものを示していただきたいと思つてますが、いかがですか。

○木田政府委員 考へておりますところを御説明できるようにしたいと思います。

○山原委員 採決までに、委員長、大体構想を、

省令で定められるというお話ですから、それをきめることがいかどうかは別にして、構想を出していただかないと審議は非常に困難だと思つてます。というのは、参事というのが非常に幅の広いかつこうになつていられるわけですが、たとえば、いまでも小林先生と話し合つたんですが、守衛といふか、こういう場合もあるだろうし、あるいは副学長的なたいへん重要な仕事になる場合もあるであろうし、そういうことを考えますと、この性格によつて非常にこの法案の審議が変わつてくると思つてますので、ぜひ法案に基づいて省令の原案といふのは、これはなるべく早く出していただかないと、審議がたいへんやりにくいものになります。いま出されるというお話がありましたので、その点、委員長、よろしくお話し申し上げます。よろしいですね。——終わります。

○稲葉委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後八時一分散会

昭和四十九年四月四日印刷

昭和四十九年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局